

総合・地域リハビリテーションセンターの整備と相談支援体制の再編

1. 取組の経緯

- 平成12年3月 リハビリテーションシステム検討委員会報告書
(市内4ヶ所の地域リハビリテーションセンターを整備)
- 平成20年4月 北部リハビリテーションセンターの開設
- 平成24年11月 地域リハビリテーションセンター整備基本計画の策定
(市内3ヶ所の地域リハビリテーションセンター体制とし、うち南部地域に全市を統括する機能を設置)
- 平成28年4月 中部リハビリテーションセンターの開設
- 平成30年3月 第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定
(福祉センター跡地活用施設において、総合リハビリテーションセンターと南部リハビリテーションセンターを整備)

2. 地域リハビリテーション体制の構築に向けた方向性

- ・高齢化の進展に伴い、要介護等高齢者数と障害者数の両方が増加していく
- ・高齢者と障害者の複合的なニーズをもつ人も増加していく

○要介護等高齢者数	54,000人(2017年)	→	78,000人(2025年)
○障害者数	59,000人(2017年)	→	73,000人(2025年)
	うち65歳以上が27,000人		

- ・入院日数の短縮化と入所施設機能の重点化によって、在宅医療・介護の利用者が増加する
- ・在宅において医療と介護の両方のニーズをもつ人が増加していく

○在宅医療等の見込み	13,822人/日(2017年)	→	21,730人/日(2025年)
○介護・居宅サービス	26,541人/日(2017年)	→	44,533人/日(2025年)
○障害・日中サービス	4,798人/日(2017年)	→	6,435人/日(2020年)

地域包括ケアシステムの構築が必要

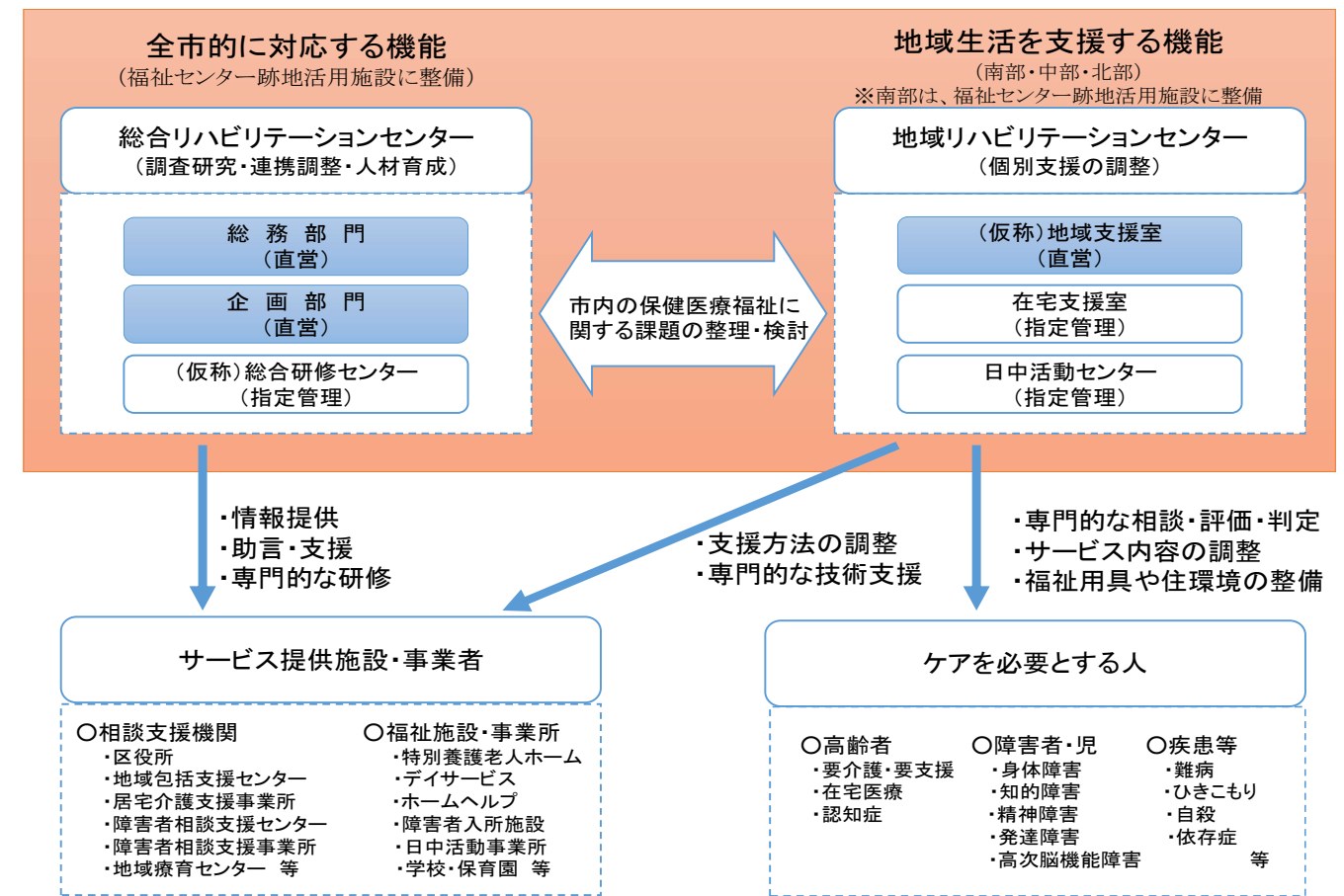
取組の方向性

- ・年齢や疾病・障害の種別を問わない全世代・全対象型ケアシステムを構築
- ・在宅・地域での生活を支援する保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制を整備

具体的な取組

- (1) 総合リハビリテーションセンターの整備
高齢者・障害者・障害児に関する支援課題について、調査研究、連携調整、人材育成に取り組むことで、全市的なサービスの質の向上やネットワーク化を推進
- (2) 地域リハビリテーションセンターの機能拡充
高齢者・障害者・障害児の全世代に渡る専門性の高い支援を提供していくことにより、複雑・困難な支援ニーズにも適切に対応できる体制を確立
- (3) 相談支援体制の強化
3次の相談支援体制を構築することにより、保健・医療・福祉の専門職を効率的に配置し、多様なニーズにも包括的に対応できる体制を整備

3. 総合・地域リハビリテーションセンターの役割



4. 総合リハビリテーションセンターの整備

高齢者支援の課題	障害者支援の課題	障害児支援の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護連携体制の整備 ・リハビリ機能の強化 ・看取り支援 ・認知症対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病や高次脳機能障害の支援 ・発達障害者支援 ・ひきこもり支援・自殺対策 ・依存症対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育園等との連携 ・障害児の放課後対策 ・医療的ケア児支援 等

現行の障害者に対する支援に加え、
高齢者や障害児も含めたサービスの質の向上やネットワーク化を推進

調査研究機能	連携調整機能	人材育成機能
関連施策や先進事例の情報を収集するとともに、本市における支援のあり方を検討 (外部研究機関との共同研究体制を検討)	調査研究の成果を踏まえ、市内の施設・事業所間の連携強化に向けた助言・支援を実施 (法人や事業所をまたいだ連携体制の構築)	相談支援従事者等(ケアマネジャー等)に対して、専門的な研修を実施 (併設の(仮称)総合研修センターと共同で実施)

5. 全世代・全対象型地域リハビリテーション体制の構築

現状

	高齢者	障害者	障害児	(参考)養育支援
2次相談	区・高齢者支援係 包括C	地域リハ		《専門支援》 児童相談所
1次相談	包括C ケアマネジャー	区・障害者支援係 相談支援C 相談支援事業所	区・障害者支援係 相談支援C 相談支援事業所	療育C 区・みまもり支援 C

- 各分野の2次相談機能の強化と合わせて、相談支援体制を3次体制に再編
- 総合リハセンターと連携して、全世代に渡る専門性の高いケアを提供
⇒高齢者と障害児分野のバックアップ機能を拡充

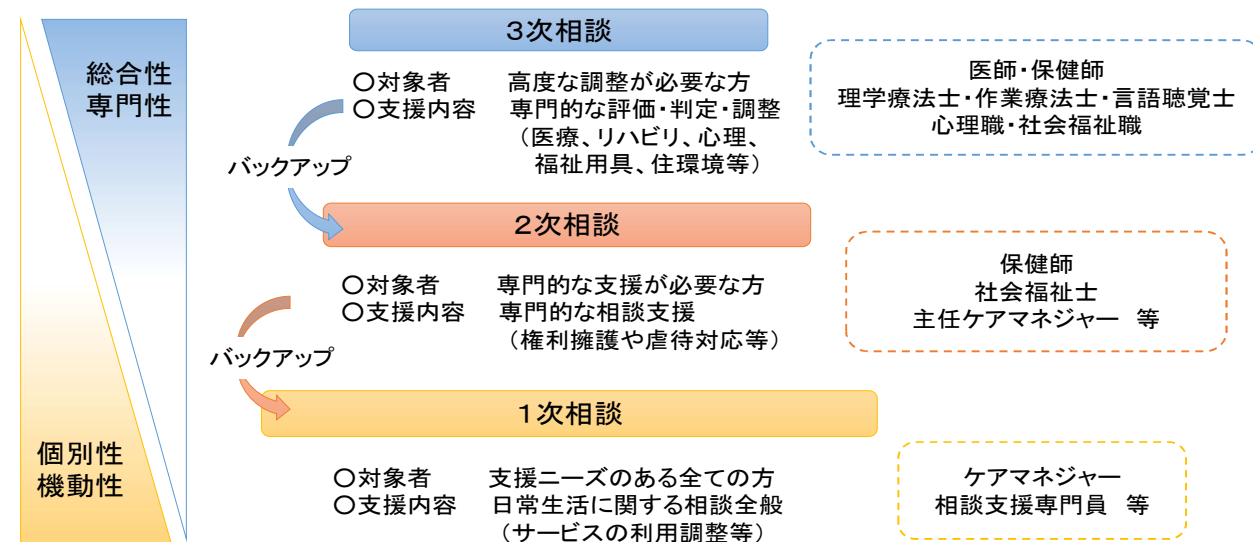
今後の体制

	高齢者	障害者	障害児	(参考)養育支援
《総合リハ》 調査研究 連携調整 人材育成	3次相談 地域リハ	3次相談 地域リハ	3次相談 地域リハ	
2次相談	区・高齢者支援係 包括C	区・障害者支援係 基幹相談C	区・障害者支援係 基幹相談C	《専門支援》 児童相談所
1次相談	包括C ケアマネジャー	区・障害者支援係 相談支援C 相談支援事業所	区・障害者支援係 相談支援C 相談支援事業所	療育C 区・みまもり支援 C

6. 相談支援体制再編の考え方

- 個別性・機動性が求められる相談は、1次相談で対応
- 権利擁護や虐待等の支援が必要な相談は、2次相談でバックアップ
- 専門的な評価・判定が必要な相談は、3次相談でバックアップ

⇒ 専門職を効率的に配置し、
高度な相談にも包括的に
応じることができる体制を整備



7. 今後のスケジュール

- 平成31年 6月 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例と川崎市高齢社会福祉総合センター条例の改正議案の提出
- 平成31年 9月 指定管理者の公募
(（仮称）総合研修センター、在宅支援室、日中活動センター)
- 平成31年12月 指定管理者の選定
- 平成32年 4月 指定管理者による開設準備室の設置
- 平成33年 3月 総合・南部リハビリテーションセンター開設
- ~4月 中部・北部リハビリテーションセンターの再編